

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年11月28日施行

令和 7年11月28日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町要綱第49号

佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7年11月28日

佐用町長 江 見 秀 樹

## 佐用町要綱第49号

### 佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱（令和6年佐用町要綱第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号アからウまでを削り、同条第3号に次のように加える。

- ア 婚姻を機に新たに住宅を取得する費用
- イ 婚姻を機に新婚世帯が居住する目的で住宅をリフォームする費用
- ウ 住宅物件の賃借に係る賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料

第3条各号列記以外の部分中「新婚世帯」の次に「（以下「補助対象世帯」という。）」を加え、同条第7号を削る。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（継続補助申請等）

第9条 事業年度内に交付決定を受けた補助対象世帯で、請求した補助金の額が第4条第1項に定める限度額に達しなかった世帯においては、当該年度の翌年度においても、再度、補助金の交付の申請（次項において「継続補助申請」という。）を行うことができる。この場合において、当該対象世帯に交付する補助金の額は、2つの年度に交付する補助金の額を合計した額とし、第4条第1項に定める額を限度とする。

2 継続補助申請は、第5条第1項の規定を準用する。ただし、第5条第1項各号に掲げる書類のうち、同項第1号及び第6号に掲げるものの提出は省略することができる。

様式第1号を次のように改める。

## 様式第1号（第5条関係）

## 佐用町結婚新生活支援補助金交付申請書

年 月 日

佐用町長様

申請者 郵便番号 〒

住 所 佐用町 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) -

佐用町結婚新生活支援補助金交付要綱第5条の規定により、添付書類を添えて補助金の交付を申請します。

姓 索	氏名	生年月日	収入の有無	勤務先等	住宅手当(円/月)	
申請者 (旧姓: )		年 月 日	有			
		婚姻日時点での満歳	無	TEL:		
配偶者 (旧姓: )		年 月 日	有			
		婚姻日時点での満歳	無	TEL:		
1 婚姻日(婚姻届日)		年 月 日				
2 新居に住民票をおいた日		(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日			
3 経費内訳	住居費 【取得又はリノーム】	契約締結年月日	年 月 日			
		契約(支払)金額	円			
	住居費 【賃貸】	契約締結年月日	年 月 日			
		敷金・礼金等合計	円			
		家賃・共益費等 (a)	月額	円/月		
		住宅手当 (b)	月額	円/月		
		実質家賃負担額 ( (a) - (b) ) × 月	月額	円 × か月	円	
	引越し費用	引越しを行った日	年 月 日			
		支払金額	円			
	合 計				円	
4 補助額の上限 ※該当する金額に□を記入		□ 30万円 □ 60万円				
5 補助期間		年 月 から 年 月 まで 月分				
		<input type="checkbox"/> 第9条の規定により事業年度の翌年度に請求を行う				
6 公的制度による家賃補助		<input type="checkbox"/> 私(申請者)及び配偶者は、申請する対象経費について、他の公的制度による家賃補助を受けていません。				
7 同意事項		<input type="checkbox"/> 私(申請者)及び配偶者は、本申請事項の確認のため、町が佐用町における住民登録情報・戸籍の婚姻日・所得額・納税状況を確認することに同意します。				

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。